

公益財団法人エンケイ財団

2019年度 給付型奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人エンケイ財団（以下、本財団という）は、静岡県内の大学・短期大学・高等専門学校に在学する日本人学生及びアセアン諸国から来ている私費留学生に対する奨学援助を行い、静岡県とアセアン諸国相互の教育水準を高めるとともに、グローバルな視野をもった人材の育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

2. 2019年度 奨学生採用予定人数

静岡県内の高専生・大学生（短大を含む）・大学院生 30名程度

3. 奨学金の額（月額）、奨学金支給期間及び奨学金支給時期

（1）奨学金の額（月額）

20,000円/人

***本財団からの奨学金は、返済の必要はありません**

（2）奨学金支給期間

2019年4月から1年間

※翌年度に再応募することは可能です。

（3）奨学金支給時期

①2019年4月分から2019年7月分は2019年7月に4ヵ月分まとめて支給致します。

②2019年8月分以降は各月に1ヵ月分を支給致します。

4. 奨学生の応募資格

（1）日本人学生

下記のいずれにも該当すると認められる者

①人格高潔、志操堅固で学業が優秀であること

②学資が豊かでないこと

③静岡県の学校に在学する者であること

*すでに他の奨学金（給付型・貸与型を問いません）を受けている学生にも、奨学金を支給致しません。

(2) 外国人私費留学生

下記のいずれにも該当すると認められる者

- ① 人格高潔、志操堅固で学業が優秀であること
- ② 学資が豊かでないこと
- ③ 静岡県の学校に在学する者であること
- ④ 在留資格が留学であること

*すでに他の奨学金（給付型・貸与型を問いません）を受けている学生にも、奨学金を支給致しません。

ただし、国費留学生は除きます。

5. 応募の手続

(1) 学校の推薦

奨学金の申請を行う場合は、学校の推薦が必要です。

(2) 願書の提出

所定の願書に下記の書類を添付し、学校を通して提出してください。

- ① 学業成績証明書（大学1年生については高校最終学年の学業成績証明書）
※外国人留学生の母国の学業成績証明書については必ず和訳又は英訳を添付すること。
- ② 写真（最近撮影の半身脱帽のもの）
- ③ 作文（日本人と留学生でそれぞれのテーマにて提出してください。）
日本人：「私が留学したい国とその理由」
留学生：「私が日本を留学先に選んだ理由」
（日本語 1,000 文字程度又は英語 250 ワード程度 パソコンによる作成必須）

※ 願書及び作文用のフォーマットは本財団のホームページから取得して下さい。
必ず当該フォーマットで作成して下さい。

《フォーマットの取得方法》

フォーマットは4月1日（月）以降、下記のアクセス手順でエンケイ財団 HP からダウンロードしてください。

- ① 「公益財団 エンケイ財団」(<http://enkeizaidan.or.jp/index.html>)
⇒ ② 「奨学生について」 ⇒ ③ 「申込方法」 ⇒ ④ 各種フォーマットをダウンロード

6. 応募の締め切り

2019年5月31日（金）までに本財団到着でお願い致します。

7. 奨学生の決定

奨学生の決定通知

奨学生が決定したときは、本人及び学校に通知致します。
*奨学生の決定は、本財団の選考委員会を経て理事会で行います。
*選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

8. 奨学金の休止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。

- (1) 在学する学校において学籍を失ったとき
- (2) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (3) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (4) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (5) 奨学金申請書（添付書類を含む）の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

9. 奨学生の義務

奨学生となった者は、本財団が実施する行事に参加するとともに、原則として年に1度の面接に応じて頂きます。

また、奨学期間修了時には、「学校成績表（学校指定の成績証明書）」と「作文（1年間の体験・所感・研究成果等）」を提出してください。

10. その他

ご質問がございましたら、以下までご連絡ください。

（連絡先）053-451-0112

（担当） エンケイ財団事務局 加藤 直樹
渥美 貴和
鈴木萌々子